

## 7 資料編

### (1) 計画策定の経緯

#### ■大津市子ども・子育て会議（大津市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会）

##### 1) 平成 25 年度

	年月日	審議内容
第 1 回	25.7.31	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査について</li> <li>2. 保育所設置認可基準について</li> <li>3. 福祉施設の整備に係る審査について</li> <li>4. 市立幼稚園のあり方について</li> <li>5. 次世代育成支援後期行動計画の進捗状況について</li> </ol>
第 2 回	25.12.18	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の実施状況について</li> <li>2. 幼保共通カリキュラムの策定について</li> <li>3. 子ども・子育て支援フォーラムの開催について</li> </ol>
第 3 回	26.3.20	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「子ども・子育て支援事業計画」の区域設定について</li> <li>2. 「子ども・子育て支援事業計画」策定に係るニーズ調査の分析結果について</li> <li>3. 新制度施行に向けた各種認可基準について</li> <li>4. 「幼保共通カリキュラム」の策定について</li> <li>5. 市立幼稚園のあり方について</li> </ol>

##### 2) 平成 26 年度

	年月日	審議内容
第 1 回	26.4.7	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大津市の児童福祉の概要について</li> <li>2. 子ども・子育て支援新制度に向けたスケジュールについて</li> </ol>
第 2 回	26.6.25	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「子ども・子育て支援事業計画」における量の見込みについて</li> <li>2. 「子ども・子育て支援事業計画」の構成内容について</li> <li>3. 特別な支援が必要な子どもへの支援等について</li> <li>4. 子ども・子育て支援新制度関連条例(案)について</li> </ol>
第 3 回	26.8.4	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども・子育て支援新制度関連条例(案)について</li> <li>2. 「子ども・子育て支援事業計画」の量の見込みについて</li> <li>3. 「子ども・子育て支援事業計画」の確保方策について</li> <li>4. 「子ども・子育て支援事業計画」の施策体系について</li> </ol>
第 4 回	26.9.29	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども・子育て支援事業計画の確保方策について</li> <li>2. 子ども・子育て支援事業計画の施策体系について</li> <li>3. 子ども・子育て支援新制度施行後の利用者負担について</li> <li>4. 子ども・子育て支援新制度関連条例について</li> <li>5. 次世代育成支援後期行動計画の進捗状況について</li> </ol>
第 5 回	26.12.1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>2. 子ども・子育て支援新制度施行後の利用者負担の意見集約について</li> <li>3. 大津市立幼稚園・保育園のあり方(素案)について</li> </ol>
第 6 回	27.1.21	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>2. 子ども・子育て支援新制度施行後の利用者負担について</li> <li>3. ゆめっこ懇話会の結果報告について</li> </ol>
第 7 回	27.3.19	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子ども・子育て支援事業計画について</li> <li>2. 次世代育成支援後期行動計画の報告について</li> <li>3. 大津市立児童クラブ条例の一部改正について</li> <li>4. 大津市立幼稚園・保育園のあり方の方針に対する意見集約について</li> </ol>

## (2)パブリックコメントの実施状況

本計画案についてみなさまの多くのご意見を反映させるため、ホームページに掲載するとともに、幼児政策課で閲覧・配布、市政情報課市政情報コーナーで閲覧できるようにするなど、パブリックコメントの手続きを実施しました。その結果、4人の方から9件の質問やご意見、ご感想をいただきました。

### ■パブリックコメント実施概要

	内容
実施期間	実施予告期間 平成 27 年 1 月 13 日(火曜日)から1月 23 日(金曜日)
	意見募集期間 平成 27 年 1 月 24 日(土曜日)から2月 12 日(木曜日)
意見の提出者数と提出方法	延べ提出者数 4 人
	提出方法内訳 メール・インターネット 4 人
項目別意見数	意見数 9 件

## (3)大津市社会福祉審議会条例

### ○大津市社会福祉審議会条例

平成 20 年 12 月 22 日  
条例第 51 号

#### (設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、大津市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 7 条第 1 項に定めるもののほか、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する事項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。この場合において、これらの事項を調査審議する児童福祉専門分科会は、これらの規定に規定する機関とする。

3 教育委員会は、その権限に属する子ども子育て支援法第 77 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事務に関する事項について、前項の児童福祉専門分科会に諮問し、調査審議させることができる。

(委員の定数等)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、法第 9 条第 1 項に規定する臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(副委員長)

第 4 条 審議会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第 8 条第 2 項の特別の事項について会議を開き、議決をする場合における前 2 項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(審査部会の委員等の報酬)

第 6 条 社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 3 条第 1 項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設ける審査部会に属する委員及び臨時委員が当該審査部会の職務に従事した場合における報酬の額は、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和 31 年条例第 19 号)の規定にかかわらず、日額 14,000 円とする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、福祉子ども部(児童福祉専門分科会を除く専門分科会にあってはその審議事項を所管する部、児童福祉専門分科会にあっては福祉子ども部及び教育委員会)において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(大津市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 大津市障害者施策推進協議会条例(平成 8 年条例第 3 号)は、廃止する。

(大津市介護保険条例の一部改正)

3 大津市介護保険条例(平成 18 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

目次中「介護保険の運営」を「運営状況等の公表」に改める。

「第 5 章 介護保険の運営」を「第 5 章 運営状況等の公表」に改める。

第 13 条の見出しを削る。

第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

附 則(平成 25 年 6 月 24 日条例第 51 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 17 日条例第 27 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日の前日までの間における改正後の第 2 条第 2 項の規定の適用については、同項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

#### (4)大津市子ども・子育て会議(大津市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会)委員名簿

氏名	所属等	備考
大久保 和久	滋賀県児童福祉入所施設協議会	
岡田 千尋	大津市保育園保護者会連合会	
小野 清司	大津市私立幼稚園園長会	
梶村 康子	大津市母子福祉のぞみ会	
木下 豊司	大津市社会福祉協議会	
菅 眞佐子	滋賀大学	子ども・子育て会議会長 専門分科会長
関 あずさ	公募委員	
塚本 秀一	大津市保育協議会	副専門分科会長
土田 美世子	龍谷大学	
中間 昭浩	大津市 PTA 連合会	
橋本 享子	大津市民生委員児童委員協議会連合会	
松村 恭子	大津市校園長会	
光吉 出	大津市医師会	

※敬称略 50音順

## (5)用語解説

### あ

#### 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

#### NPO

NPOは、「Non Profit Organization」の略で、民間非営利組織などと訳され、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画など多様な分野における自主的・自発的な社会活動を行っている。平成10年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、法人格を取得し、社会的信用を高めることを目的としてNPOを支援・育成していくためのもので、宗教や政治活動を主な目的としないという前提で、公益のために活動することをNPO法人の要件としている。

#### 大津方式

1973年の「障害児保育」の制度化、1974年の「乳幼児健診」の整備を含み、1975年に「障害乳幼児対策大津方式」としてスタートした、障害乳幼児に対する保健/医療・保育/教育・福祉の統一的・総合的保障をめざす制度。現在は障害乳幼児のみならず、大津市内すべての子どもに対する発達支援の制度として機能することをめざしている。

### か

#### 家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）

#### 企業の社会的責任（CSR）

CSRは「Corporate Social Responsibility」の略。企業は事業活動を行うなかで、社会的な公正さや環境への配慮などを通じて関わりのある利害関係者に責任ある行動を取るべきだという考え。利害関係者とは、消費者、取引先、地域社会、株主、従業員など。労働時間の短縮や育児休業制度などによる子育て支援も企業の社会的責任と捉えられている。

## 教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育園をいう。(法第7条)

## 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

## 合計特殊出生率

対象とする年次について、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計して得られる出生力の指標のこと。この数値が2.07(人口置換水準)を割ると人口が減少するといわれている。この人口置換水準は、死亡状況や出生性比により変化し、戦後の昭和25年は2.43である。

## コーホート変化率法

コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことをいう。コーホート変化率法は、人口の将来推計に用いられる手法の一種で、ある年齢集団の数(男女1歳階級別人口 例:平成21年の3歳の男子数)と前年の相当する年齢集団の数(例:平成20年の2歳の男子数)の比率を用いて、次年の年齢集団の数(平成22年の3歳の男子数)を推計する方法。変化率は単年度ではなく数年間の平均を求めて使用することが多く、新たに生まれる子ども(0歳児)については、15～49歳の女性の5歳階級別出生率(合計特殊出生率)を用いて計算する。

## 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

## 子育てステーション

散歩しながら立ち寄れる身近な子育ての駅。0歳から6歳の就学前の子どもたちにも出会える、子育て仲間の憩いと出会いの場。保育士の温かい見守りと共感、適切なアドバイスが得られ、地域の子どもを共に育て合う場。

## 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。【短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)】

## 子ども・子育て関連3法

以下の①②③の法律を意味する。

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備等：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

## 子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。（法第7条）

## さ

### 時間外保育事業（延長保育）

認定こども園・保育園等において、仕事の都合などで通常の開所時間での迎えができない家庭のために、延長して保育を行う事業。

### 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第7条）

### 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律。（以下「次世代法」という）

次世代法に基づき、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだが、子どもが健やかに生まれ、育成される環境をさらに改善し、充実させることが必要なことから、次世代育成支援対策のさらなる推進・強化を図るため、次世代法が改正され、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長となった。

### 施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育園（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）

### 市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）



## 市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。

## 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または特定教育・保育にかかる行事への参加に要する費用の、全部または一部を助成する事業。

## 小規模保育

主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。(法第 7 条)

## スキルアップ

スキル(skill)とは「技能や能力」のことをさし、技能を高めることをスキルアップという。人間の技能や能力を表現するあらゆる分野で用いられる言葉だが、特に、人材開発の分野でよくいう。例えば、「他人と十分に意思の疎通を図ることができる能力」のことをコミュニケーションスキルという。

# た

## 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業。

## 地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第 11 条)

## 地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

## 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

## 地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、時間外保育事業(延長保育)、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第 59 条)

## 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第 27 条)

## 特定地域型保育事業

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。(法第 29、43 条)

## な

### 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

### 認定こども園

平成 18 年 10 月 1 日に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づくもので、少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に伴い、必ずしもこれまでの取組だけでは対応できない状況が顕在化してきたことを背景に、親の就労の有無に関わらず施設利用が可能であるこの「認定こども園」が制度化されました。

### 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

## は

### ハイリスク妊産婦

母親自身の妊娠期、分娩期、産褥期や赤ちゃんの胎児期、新生児期に危険が生じる可能性を高く持っている妊婦のことをいう。ハイリスク因子には、妊娠中毒症・多胎妊娠・高齢初産（35 歳以上）・子宮頸管不全症・前置胎盤や糖尿病・心臓病・肥満・るいそう（病的なヤセ）・妊娠末期の骨盤位などがある。

### 発達上支援の必要な子ども

大津市では、障害の有無に関わらず、発達上の支援を必要としている子どもに対し、「乳幼児健診及びその後の個別フォロー」、「保育所・幼稚園におけるその子どもの課題に配慮した保育（必要に応じて保育相談、個別相談等を実施）」「発達支援療育事業」等を通して支援を行っている。

### ぱるランド

大津市子育て総合支援センターゆめっこのなかにある施設で、子どもの発達や子育てに関する相談などの支援を行う。「ぱる」は仲間の意味。

### 病児・病後児保育事業

保護者の就労などで病気の子どもの自宅を保育できない場合に、診療所や保育所の専用スペースで下記の保育を行う事業。病児保育：病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難な児童を保育。病後児保育：病気の回復期であり、集団保育が困難な児童を保育。

## 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み。(法第 19 条)

【参考】認定区分

- ・ 1号認定子ども：満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- ・ 2号認定子ども：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- ・ 3号認定子ども：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

## 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

# よ

## 養育支援訪問事業（養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会・要保護児童等に対する支援に資する事業）

要保護児童連絡協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

## 幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第 2 条）

※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満 3 歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。

# ら

## 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

## ワークショップ

本来は作業場という意味。あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、協働で何かを創り出す、参加型・体験型の研修会などの形式をいう。また、その作業そのものを意味することもある。

## ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和と訳され、この実現は、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く方一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会のあり方に関わる重要な課題。平成 19 年 12 月、関係閣僚、経済界・労働界・地方の代表等の合意のもと、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、めざすべき社会の姿や、企業・働く方・国・地方公共団体が果たすべき役割などが具体的に示された。

大津市  
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行 大津市

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

電話 077-523-1234

URL <http://www.city.otsu.lg.jp/>